

事業サービスを利用する際の届出等の取扱いについて

要支援認定を受けており、既に介護予防支援事業者の登録がされている人は、介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出は不要です。被保険者証や依頼届の提出の取扱いは下記のとおりです。

事業対象者と特定し、新規で事業サービスを利用する場合

① 被保険者証と基本チェックリスト、依頼届を提出。

被保険者証は、後日、郵送にて交付します。台帳登録に時間を要するため、その場で交付することはできません。後日、受け取りに来る場合は、届出時に連絡してください。受け取りの際に、被保険者証交付簿の記入が必要です。

要支援認定の更新をせずに、事業対象者と特定し、サービスを利用する場合

① 認定有効期間内に基本チェックリストを提出。

※介護予防支援事業者が未登録の場合は依頼届も併せて提出します。

② 認定期間終了後に被保険者証を提出。

認定期間中は、要支援認定があるため、被保険者証に「事業対象者」の印字を行うことができません。要支援認定の更新をせずに事業サービスを利用する場合は、認定期間終了前に、基本チェックリストを実施し、桜井市へ提出してください。印字を行うことはできませんが、認定終了までに、事業対象者の登録を行い、国保連合会へ連絡します。認定期間終了後に、被保険者証に「事業対象者」の印字を行うので、提出してください。提出の際は、被保険者証交付簿の記入が必要です。

要支援認定を更新し、事業サービスを利用する場合

届出や被保険者証の提出は不要です。

※介護予防支援事業者の登録がない場合は、提出が必要です。